

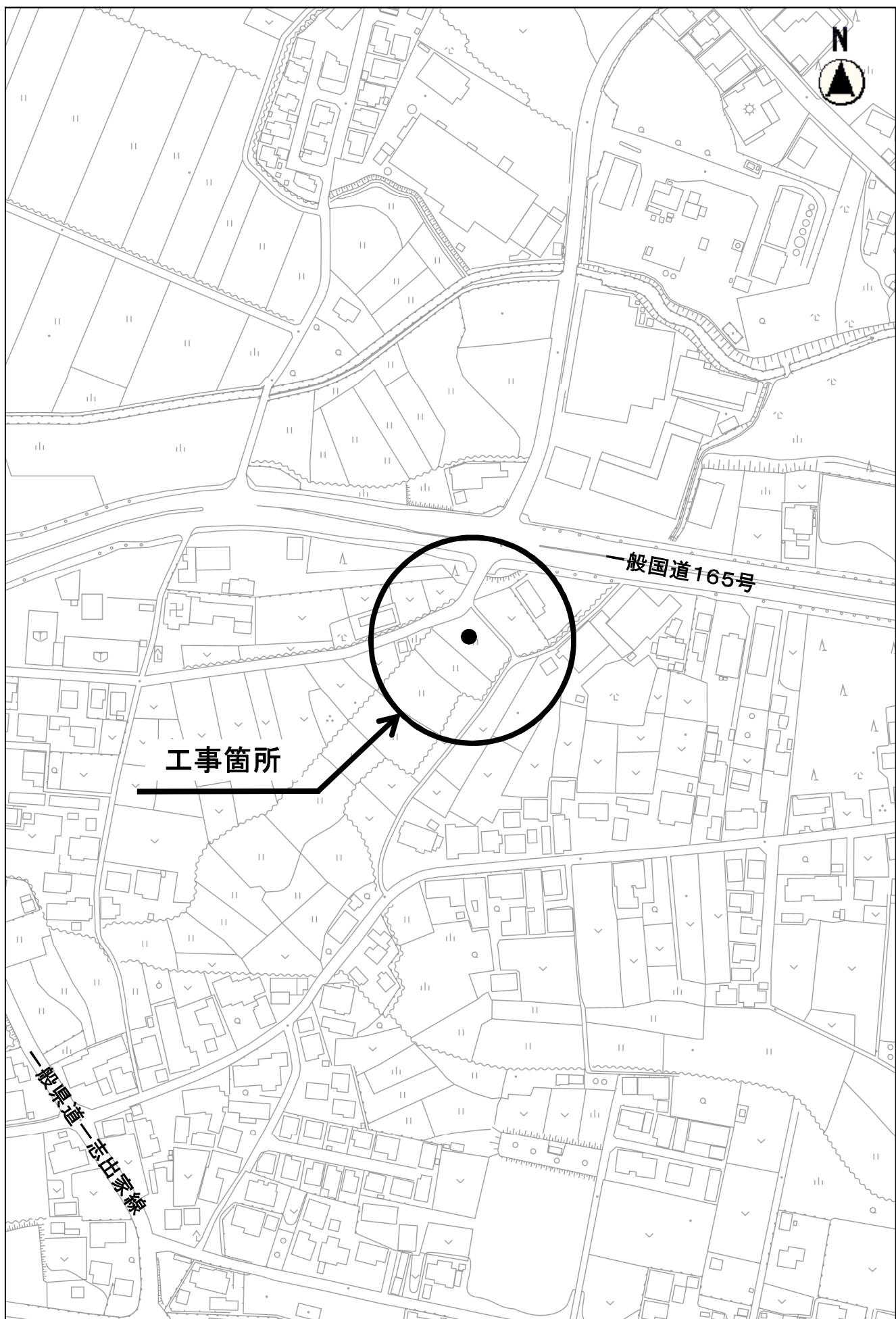
前金	部分払
有	一回

令和5年度下工処理第1号  
庄田町地内市営浄化槽設置工事

---

工事場所	津市庄田町地内					
工 期	令和5年10月31日まで					
工事概要	合併浄化槽設置 42人槽（ポンプ槽付） 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式					
課長	検算者	調整担当主幹	担当主幹	担当副主幹	担当	設計者

## 位置図



名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接工事費				
浄化槽設備				
浄化槽工事	1	式		
土工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費 ※1	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		
※1 共通仮設費積上分 ・仮設材運搬費				

直 接 工 事 費 科目別内訳

2

淨化槽設備				
名 称	数 量	単位	金 領	備 考
淨化槽工事	1	式		
土工事	1	式		
計				

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

3

浄化槽設備		浄化槽工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
合併浄化槽	合併処理浄化槽42人槽(ポンプ槽付) BOD20mg/l・T-N20mg/l マホーネ蓋(1500 k)・嵩上げ材・アーチ等	1	式			
	設備費・据付費・基礎・支柱・ 上部スラブ・試験運転調整費 配管費共	1	式			
計						

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

4

净化槽設備		土工事				
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 價	金 領	備 考
土工	掘削・埋戻（埋戻し用砂） 残土処分 基礎碎石工	1	式			
土留工	軽量鋼矢板	1	式			
計						

## 特記仕様書

### 【工事範囲】

本工事は、津市営浄化槽事業に基づき本市が市営浄化槽の整備対象となる区域（本市の区域から下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域を除いた区域）に設置するものである。

### 【共通事項】

工事期間中の乗入れ等については、申請者と十分に協議を行い、必要であれば鉄板等にて対応するものとする。

工事工程等については、申請者と事前に協議を行い作業の実施を行うこと。

### 【施工法令に関する事項】

本工事の施工にあたっては、浄化槽法第4条第3項及び第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行い、また、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地に監督させなければならない。

また、工事仕様について特記以外は三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に準じて行うものとする。

### 【施工基準に関する事項】

合併浄化槽は高度処理型（BOD20mg/l・TN20mg/l）とし、国土交通大臣型式認定を受けた浄化槽を使用するものとする。

### 【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

掘削時は、既設構造物及び家屋等に損傷が出ないように、適切な措置を講ずること。また、万が一損傷を与えた場合は、受注者の責において対処するものとする。

図示してある掘削線については、参考であり施工段階では各安全法令を遵守し、施工状況、地下水等を考慮し現場に合わせた勾配等、対策を講じて施工を行うこと。

工事期間中は、転落防止等、仮囲いなどの措置を講じ、毎日の作業終了後は工事現場内の確認を必ず行い、危険な箇所等はその日のうちに対策を講じること。

#### 【再生碎石（RC-40）の使用についての留意事項】

津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書（三重県建設副産物処理基準）に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。については、再生碎石(RC-40)の使用にあたり下記に十分留意すること。

- 再生碎石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐れがあることから、使用材料確認表（材料確認願）で確認を得た材料以外の再生碎石等の混入がないよう対策し、施工前に異常（異物の混入、軽量である等）を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

- 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。

#### 三重県公共工事共通仕様書 添付資料

4. 三重県建設副産物処理基準  
第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用  
2. 再生碎石（RC-40）の品質規格 参照

#### 【浄化槽工事の技術上に関する事項】

1. 浄化槽の構造基準に適合するように工事を行うこと。
2. 本体及び附属機器が正しく組み立てられていること。また、不足している部品がないことなどを確認すること。
3. 浄化槽の運搬時または設置時には、浄化槽に変形、破損などが生じないよう慎重に工事を行うこと。また、事前に浄化槽本体に亀裂等がないか確認すること。
4. 浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分に把握し、施工を行うこと。
5. 掘削においては、矢板による土留工法とし、掘削深に応じた矢板長とすること。また、必要に応じて水替工を行うこと。
6. 水道管及びガス管等の地下埋設管を破損させないよう、事前調査を行うとともに慎重に掘削作業を行うこと。

7. 埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用い、周囲を均等に埋め戻し、水締めを行うこと。
8. 埋め戻し時は、浄化槽が水平であることを確認し施工を行うこと。
9. 埋め戻し完了後から上部スラブ打設までの期間は、一定期間の養生を行い、沈下等の恐れがないことを確認の上施工すること。なお、この養生期間中の工程等については、申請者と協議を行い調整すること。
10. 基礎工事は、地盤の状況に応じて基礎の沈下または変形が生じないようを行うこと。
11. コンクリートの打込みは、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生を行うこと。
12. 地下水の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずること。
13. 電気設備については、安全上、管理上及び機能上に支障がないことを確認すること。
14. ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
15. 浄化槽設置完了後は清掃を行い、槽内を満水状態にして24時間経過後の水位を比較して漏水の有無を確認すること。なお、確認結果については、監督員に報告するものとする。
16. 材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
17. 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。
18. 浄化槽本体の上部は鉄筋コンクリートスラブを打つこととし、コンクリートの仕上げ面は水勾配をつけること。また、支柱工事を伴う場合は、支柱鉄筋と基礎及び上部スラブ鉄筋を適正に結束すること。
19. 上部スラブの仕上げ高さ及び仕上げ面については、申請者と協議を行い施工すること。
20. ブロワの設置位置については、事前に申請者と立会い確認を行い施工すること。
21. 施工前に必ず津市営浄化槽設置申請者及び施工業者と設置位置等の確認を行い、且つ、工程管理について協議し施工すること。
22. 工事施工時期について、津市営浄化槽設置申請者と協議、調整済みであるため工事契約後、速やかに工事着手を行うこと。

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事は津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行規則により実行する要綱及び監督員の指示により実行する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。</p>
	施工計画	<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 作業主任者の選任を必要とする作業においては、必要な資格者一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保については、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。</p>
	施工体制台帳	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。</p>
	工事測量	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出するものとする。</p>
	施工	<p><input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取扱いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。</p>
工程	関係機関協議	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認については各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立つて受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占用地下埋設物及び上空占用物を除いて切断した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占有地）を用いて、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行ふものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を除いて切断した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対して適切な処置を行ふものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ □ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。</p>
	官公庁への手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

(注)上記条件及び内容の印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
要事が生じた場合は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
別途協議どは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

市  
令和5年4月  
津

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 <input type="checkbox"/> 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するものの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものであつて、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものと認めたものとする。身分証明書の交付には、これをもつて足りる。身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。
	受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公共工事共通仕様書1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者により領収書、承諾書等を収取し、監督員に報告するものとする。	
民地の保全	受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉄、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行ふものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。	
安全対策	工事中の安全確保	<input type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 <input type="checkbox"/> 囲辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行ふものとする。 <input type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行ふものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 <input type="checkbox"/> また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。
	図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。	
交通安全管理	工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。 <input type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。	
	<input type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。 <input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行ふものとする。	

(注)上記条件及び内容の印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
変更が生じた場合は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書(写し)を監督員に提出すること。また、受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書(写し)を監督員へ提示するものとする。  
別途協議どは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

市  
令和5年4月

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（ミニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
部分下請負通知書		<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p>

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）								
その他	名札	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用せるものとする。								
		<p>&lt;名札の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>主任・監理技術者</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">写 真</td> <td style="padding: 5px;">氏 名 OO OO</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2cm×3cm 程度</td> <td style="padding: 5px;">工事名 OOOO工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">会 社 OOO建設株式会社</td> <td style="padding: 5px;">自〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">印</td> </tr> </table> </div> <p>注 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。        注 2) 所属会社の社印とする。</p>	写 真	氏 名 OO OO	2cm×3cm 程度	工事名 OOOO工事	会 社 OOO建設株式会社	自〇〇年〇〇月〇〇日		印
写 真	氏 名 OO OO									
2cm×3cm 程度	工事名 OOOO工事									
会 社 OOO建設株式会社	自〇〇年〇〇月〇〇日									
	印									
	部分使用	<input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ）								
	部分引渡し	<input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 ） <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ）								
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場ハトロールを行うことがある。								
	その他	<input type="checkbox"/>								

(注)上記条件及び内容の印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 条項が生じた場合は、印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 別途協議どは、作業打合せ等により協議するものとする。

市  
令和5年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工事調整が必要あり <input type="checkbox"/> 別途工事名：（ ） <input type="checkbox"/> 施工時間及び施工方法の制限あり  <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工事調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間（ ）  <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 月 日）までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードから運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり  <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 别途協議 ）  <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 ） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数  <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通誘導警備員の人数は、概算数値としているため、設計変更の対象とする。</li> <li>② 概算延べ人數：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。            (注：交通誘導警備員Aが配置人數、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人數を協議すること。工事着手前に配置計画等(配置人數、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人數を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人數の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもつて協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</li> <li>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 構上による算出 <input type="checkbox"/> 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人）） (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市  
令和5年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他（ ）） ・近接施設（□擁壁（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 工法制限あり	<input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限内容（ ） ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するなどもしくは、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） （ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 安全施設（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） （ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） □施工条件の指定なし
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ①水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算算延べ水替日数： 日 ②受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 ③工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を行なうこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ④水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（□別添図等 □その他（ ）） □別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） □その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設着生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 運搬距離（L=km） <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。 <input checked="" type="checkbox"/> 暫定運搬距離L=4 km、 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】</p>
工事支障件関係	<input type="checkbox"/> 補装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> 補装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコングリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、適正に処理及び清掃する法律」に基づき、「産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）に提出しなければならない。	<input type="checkbox"/> 補装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコングリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、適正に処理及び清掃する法律」に基づき、「産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）に提出しなければならない。
再生資源利用促進計画	<input type="checkbox"/> 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合に、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 受注者は、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。	<input type="checkbox"/> 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 受注者は、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜日 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ <input type="checkbox"/> 工法区分（ ） <input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
認定製品使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコンクリート <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する） <p>（認定製品の品名：<input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクラッショングラン <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ） ）</p> <p>下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。</p> <p>認定製品の品名：<input type="checkbox"/> 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の reprint 当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項などの明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他	工事用機材の保管及び仮置きの必要あり 現場発生品あり 支給品あり 盛土材等工事簡流用あり 現場環境改善費適用工事 その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	適用条件 「土木構造物設計マニュアル（案）」 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 支援技術者	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年2月1日）） <input type="checkbox"/> 三重県建設技術センターに委託しているので、その支援技術者が監督員により」と、第26項「書面とは、「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどに代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に關し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 <input type="checkbox"/> 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者： 1. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 <input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行いう場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 <input type="checkbox"/> デジタル工事写真的電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること <input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 〔共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。 全ての工種に適用する。 □ 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ □ 2部 □ ( )部）とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和4年7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	検定及び登録機関（一般財團法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） 検定料金の計上（ □ A検定 □ B検定 (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていなかったため、受注者が課税対象となつた場合には発注者に対して当該工事の発注者として支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリソス作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリソス（CORINS）の作成・登録	三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	本工事における下請の次数は、2次（建築式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。
配慮依頼事項	<input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者は再委託又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。	下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。
津市公契約条例	<input type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	業務執行において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽的回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙警報事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反する場合等における開業免許申請（以下「条例」という。）第6条の規定により、「記事項について了承し、遵守することを誓約せん。」と記載する場合は、該開業免許申請は有効でない。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>□ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳、再下請負人等の加入状況欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。</p> <p>□ 適用除外でないにも関わらず社会保険等の加入状況の提出又は提示を求めた場合、運営やかに対応すること。</p> <p>□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費相当額を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費の提出を下請人に働きかけること。また、二段階下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コンサルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)</p> <p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる陸運業者等が有する陸運業物処理施設及び陸運業物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をすること。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> </ul> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</li> </ul> <p>3 契約等の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</li> </ul>
労働環境の確保に係る誓約事項		
社会保険等未加入対策 対策	□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	
法定福利費の負担	□ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	
暴力団等の不当介入 への排除等	□ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市  
令和5年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及び内 容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る觀点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘査し、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といいます。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多くが集まる場所や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の効果など、「三つの密」の密を緩和すること。</p> <p>3 感染拡大防止対策を実施するためには追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められたときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。</p>
ワンドーレスピン	<input checked="" type="checkbox"/> ワンドーレスピンの実施	<p>□ この工事は、ワンドーレスピン実施対象工事である。</p> <p>□ 「ワンドーレスピン」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。</p> <p>1 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>2 なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によつては、根拠資料を備えた提案を含むものとする。</p> <p>3 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の開通把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。</p> <p>4 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>5 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>6 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び表示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。	<p>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 契約締結時の提出書類 契約の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ボイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約書の確認を除く後、工事担当課へ提出すること。自社内に、電子申請専用サイトで発行される掛金ボイントを購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入用台紙」にて、証紙を購入すること。</p> <p>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙に於いては、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金充當実績括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金充當日数と証紙購入日数に懸念額が大きいことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開連書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下、CCUSという。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬がないように留意すること。</p>
地元調査の地元調整について	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	<p>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されています。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当事実行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整には、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものととする。 (2) 「不当な要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は粗暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、別途協議により協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。	<p>4 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前後に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者による周知を行なう。発注者による周知を行なった後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明することとする。その上で工事施工工事に關するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工に關する工事説明書を作成する。</p> <p>(3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施時間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布する。</p> <p>(4) 受注者は、地元代表者等との協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。</p> <p>(5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明することとする。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしきえで受注者は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、地元調整を行なった場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p>
その他	□その他	<p>5 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2項に規定する局次長、同条第5項第2号に規定する局次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第6号に規定する所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ報告するものとする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事實を記録しておかなければならない。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印當該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項などの明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。